

酒井 正 著

『日本のセーフティーネット格差』

——労働市場の変容と社会保険

梶谷 真也

(京都産業大学経済学部准教授)



●さかい・ただし
法政大学経済学部教授。

●慶應義塾大学出版会
2020年2月刊
四六判・352頁
本体2700円+税

新型コロナウイルス感染症の拡大によって雇用環境の悪化ペースは勢いを増し、特に非正規雇用でその懸念が高まっている。さらに、フリーランスを含めた個人事業主は収入減や取引停止に直面するなど、コロナ危機が雇用関係によらない働き方のリスクを顕在化させている。人々が安定的な生活から転落しそうな時、セーフティーネット（安全網）が果たすべき役割は非常に大きい。しかし、「雇用の不安定な人ほどセーフティーネットが脆弱なのではないのか」という危機意識が本書の根底にある。

著者は、官庁の研究機関で日本の社会保障に関する政策について長年研究してきた。本書が扱う制度は、公的医療保険、公的年金、公的介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険と多岐にわたる。これらの制度を中心にセーフティーネットが直面する課題を「就業」という切り口から検討し、特に雇用の流動化に伴って増加傾向にある「社会保険から漏れ落ちる人」へのセーフティーネットを整備することによって発生する課題を考察している点が本書の特長である。

日本は「国民皆保険」「国民皆年金」であるにも関わらず、社会保険から漏れ落ちる人が存在するのはなぜだろうか。第1章では、社会保険料の未納問題からこの疑問に迫る。例えば、被用者保険のような給料からの保険料天引きと異なり、国民年金の第1号被保険者や国民健康保険の被保険者である非正規雇用者は毎月の保険料を自ら支払う必要がある。そのため、保険に強制加入していても、自ら保険料を納付しない限り必要な給付が受けられない。で

は、政府が非正規雇用者に被用者保険の適用を拡大すれば問題が解決するのだろうか。著者は「被用者保険が適用さえされれば救済されるわけではない」、「給付が十分でなければセーフティーネットの機能を果たしていることにはならない」と主張する。

社会保障給付の制度設計の重要性は、続く第2章でも指摘される。ここでは、雇用保険の被保険者であっても受給条件を満たしておらず失業時に受給できない人が増加していることが示される。この対処策として「抛出と給付の関係を弱める」方法が考えられるが、多くの研究で指摘されるように、受給要件の緩和はモラルハザードの問題を引き起こすだろう。雇用保険の制度設計では、失業で困っている人を救うこととモラルハザードとのバランスの取り方が重要となる。

第5章では、第1章で扱った非正規雇用者への被用者保険の適用拡大が別の「意図せざる結果」を招くという可能性を示す。非正規雇用者への適用拡大によって、事業主は当該雇用者の社会保険料（事業主負担分）を負担しなければならない。著者の研究を含めて多くの研究が示すように、事業主負担の増加は雇用者の賃金を引き下げる。また、正規雇用から非正規雇用への代替を生じさせる可能性も指摘される。

子育て支援策や若年層・高齢層における就業問題においても、セーフティーネットの格差が大きく顕在化している。第3章では認可保育所の入所基準がもたらす世帯間格差について、第4章では高齢期に

における労働災害のリスクについて、第6章では雇用保険制度とは異なる制度の下で展開される「就労支援」についてそれぞれ議論している。

第7章では、客観的な根拠（エビデンス）に基づく政策の形成や調整（EBPM）の有効性について議論する。近年、日本においてもEBPMに注目が集まるが、社会保障政策のような利害調整的な政策決定の下では合意形成をエビデンスのみで達成することは極めて難しい。そこで著者は、合意形成におけるエビデンスの限定的な役割を認識したうえで、エビデンスを探求することが政策目標や問題を明確にすることにつながると主張する。

これらの考察を通して、著者は「雇用形態や働き方に依存しない（ユニバーサルな）セーフティーネットを整備するためには、社会保障制度の枠組みの中でどこに重点を置き、どう調整するか」ということを考える大切さを訴える。そして、セーフティーネットをめぐる国民全体での議論の重要性を指摘する。社会保障政策に関してその対象や時代を変えても応用可能な「考え方」を養うべきという本書のメッセージは、セーフティーネットに関する議論を行うにあたって有益である。研究者や専門家以外の人々にもぜひ本書を一読していただきたい。この「考え方」を養うきっかけになるだろう。